

使用料の減免は下記の条件を満たす場合に適用されます。

【橿原市八木札の辻交流館運営に関する規則第 5 条より抜粋】

・市(教育委員会その他市の執行機関を含む。)が主催し、又は共催する行事等に使用するとき、又はこれに準ずる使用と認めたとき。

・国又は奈良県が主催し、又は共催する行事等に使用する場合で、交流館の設置の目的に適合すると認めたとき。

・教育上の行事として、次に掲げる学校等に通学等をする児童又は生徒及びこれらの者を引率する教職員等が使用するとき。

ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校

イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業

ウ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設

・公益上又はその他特に必要があると認めたとき。